

## 学校生活について

### 1 本校の一日

(1) 始業時間 8:50 (開門時間 平常時7:15 長期休暇中8:00)

(2) 下校時間 4月~9月……17:30 10月~3月……17:00

※顧問等、指導者が付き添う場合は、1時間延長することができる。

### 2 生徒心得

(1) 生徒手帳は常に所持する。

(2) 欠席・遅刻するときは、8:00~8:30の間に、必ず連絡する。

(3) 考査(定期考査、追考査、追認考査等)は、絶対に欠席・遅刻をしない。やむを得ず欠席した場合は必ず確認できるものを提出する。

(4) ST(8:50)開始前(8:45)に入室する。チャイムが鳴り終わった時点で、教室内にいない者は遅刻となる。

遅刻した者は、職員室にて遅刻手続きをとる。また遅刻回数の多い生徒には、考査毎に指導を行う。

(5) 早退・外出・欠課をする時は、担任又は関係教師に許可を得て、届け出手続きをする。

(6) 昼食は、各自の教室で食べる。なお、昼食を購入するための外出は認めない。

(7) 自動販売機、での購入は、放課に利用する。

(8) マンガ本、ゲーム機、トランプなど不必要なものを校内に持ち込まない。

(9) 頭髪は清潔感のある、相手に好印象を与える髪型にする。

(染色・脱色、パーマ、エクステンション、剃り込み、奇抜なデザイン性のある髪型等は禁止)

(10) カラコン、入れ墨は禁止

(11) ピアス、ネックレス、ブレスレットなど怪我や破損の恐れのあるものは学校に持ち込まない。

(12) 髪留めは黒紺茶等の目立たないものとする。

(13) 携帯電話(スマホ)は、登校後、昇降口で電源を切り、帰りのST後、昇降口を出るまで電源を入れない。携帯電話(スマホ)の使用は、指導対象となる。

(14) アルバイトは禁止。ただし、家庭の事情等やむを得ない場合で、許可条件を満たすもののみ認める。

(15) 無断外出・外泊をしない。外出は、保護者に行先、帰宅時間を告げ、本校生徒の良識のもとに行動する。

(16) 次のような行為は、特別指導(校長訓戒や学校謹慎等)の対象となる。また、学校教育法施行規則第26条に基づく退学等の懲戒が行われる場合もある。

ア 飲酒、喫煙、パチンコ遊技、万引き、薬物乱用など法に触れる行為

イ 無断免許取得などの校則違反や、暴言、指導無視など教員の指導に従わないと認められる行動

ウ いじめや携帯電話・インターネットの掲示板等への他人を誹謗中傷するような書き込みなど、人に迷惑をかける行為

エ 考査不正行為、器物損壊、怠学など学校の秩序を乱したり、生徒としての本分に反したりする行為など

### 3 制服及び附属等規定

#### (1) 制服

##### ・新制服の場合

・指定のブレザー・カッターシャツ・スラックス・スカートのいずれかを必ず着用する。

・式典の場合は必ずネクタイ・リボンのいずれかを着用する。

・指定のセーター・ベストについては着用してもよい。

・黒色詰襟標準型学生服の場合

指定ボタンをつける。前5 袖2

ズボンは裾巾23cとする。ダブルの場合の折り返し巾は、3～4cmとする。タックなし又は1本。

襟の高さは4cmとする。

袖割しない。その他変形しない。

制服の下に指定のカッターシャツを常時着用す。

校章バッジは制服の左襟につける。

中学時代の学生服は基準に合うものに限り、着用を許可する。

夏は、校名入り標準型（半袖）カッターシャツとする。

・指定服（スカート）の場合

バッジは左襟につける。

スカート丈は膝にかかる長さとする。

夏季は、校名入りブラウスとする。夏服着用時のみ、ネクタイをつけなくてもよい。

(2) コート華美でないものとし、学校の許可を得たものとする。

(3) 通学カバンは高校生としてふさわしいもの（高価で華美なものは禁止する）

(4) 通学靴は運動靴または、革靴とする。

(5) その他

上着の下に、防寒着としてのベスト・カーディガンの着用を認めるが、色は黒・紺とし、上着から見えないものとする。

4 交通安全関係 ※道路交通法を遵守する。

(1) 交通規則を守り、事故の防止に努める。

(2) 知多武豊駅方面から県道を利用する生徒は、歩道を通行する。

(3) 自転車通学を希望する者は、「許可願」を提出する。

(4) 自転車通学者心得

ア 許可ステッカーは見える位置に貼る。

イ 防犯登録を行うこと。（自転車保険の加入を推奨。）

ウ 指定された場所に整頓して置き必ず施錠する。（ツーロックを推奨する。）。

エ 雨の日は雨ガッパを使用する。（傘さし運転は禁ずる。）。

オ 危険運転（並列走行・2人乗り・ながら運転など）が発見された場合は指導する。

（ハブステップは撤去する。）。

カ 常に左側通行を心がける。「止まれ」では、必ず止まる。

キ 照射機能、後部反射器を付ける。

(5) オートバイ等の運転免許の取得は認めない。（「四ない運動」の励行。）

（「四ない運動」…（免許を）取らない、（バイクに）乗らない、（バイクを）買わない、（バイクに）乗せてもらわない。）

※今後は、校則について校則検討委員会を経て定期的に検討をしていく